

【住宅（耐震診断）】

(H29.6.1 改正)

名称		延床面積	診断費用	個人負担額	補助限度額	補助率等	補助対象建築物
木造住宅耐震診断事業 (岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの)	一般診断 (現況診断)	200㎡以下	70,000	10,000	60,000	定額補助。 岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる一般診断	①津山市内にある民間建築物 ②昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅（店舗部分の面積が延べ床面積の1/2未満） ③構造が丸太組工法、型式認定住宅以外の木造であるもの ④地上階数が2以下
		200㎡超え 300㎡以下	79,000	11,000	68,000		
	一般診断 (補強計画又は計画後の診断)	200㎡以下	70,000	10,000	60,000		
		200㎡超え 300㎡以下	79,000	11,000	68,000		
	精密診断				88,000	補助対象経費の3分の2。	
戸建て住宅耐震診断事業 (岡山県知事が指定した建築士事務所に委託して実施するもの)					88,000	補助対象経費の3分の2。	①津山市内にある民間建築物 ②住宅耐震診断事業に掲げる以外の昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下一戸建ての住宅

【住宅（耐震改修）】

名称	補助限度額	補助率等	補助対象建築物
木造住宅耐震改修工事事業	全体耐震改修工事	800,000	補助対象経費（ただし、1平方メートル当たり33,500円を限度とする。）の2分の1。 昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建ての住宅で、耐震診断（一般診断）による既存木造住宅の性能が上部構造評点1.0未満のもの、又は既存住宅性能評価による既存木造住宅の性能が耐震等級1に満たないもの
	部分耐震改修工事	400,000	補助対象経費の2分の1。 昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建ての住宅で、耐震診断（一般診断）による既存木造住宅の性能が上部構造評点1.0未満のもの。 ※以下の①～③のいずれかに該当する世帯のみ ①低所得者（収入分位25%以下）の世帯 ②65歳以上の方が居住している世帯 ③障がい者の方が居住している世帯 ※一の世帯につき1箇所を限度とする。
	耐震シェルター	200,000	
	防災ベッド	100,000	

【建築物（耐震診断）】

名称	補助限度額	補助率等	補助対象建築物
建築物耐震診断事業 (岡山県知事が指定した建築士事務所に委託して実施するもの)	【指示対象建築物】	3,000,000	補助対象経費の3分の2。 木造・戸建て住宅耐震診断事業の補助対象建築物欄に掲げる住宅以外の次に掲げる建築物（昭和56年5月31日以前に着工されたものに限る。） (1) 長屋及び共同住宅 (2) 住宅以外の建築物
	【一般対象建築物】	1,500,000	